

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

民間企業のボーナスに当たるもので、職員の給料や勤務成績などに応じて支給されます。

仙台市	宮城県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,656千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,753千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 仙台市と同じ	(2年度支給割合) 仙台市と同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 8~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(仙台市)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位, 標準, 下位の成績率	○		○	○
上位, 標準の成績率		○		
標準, 下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

退職日の給料月額に、退職事由と勤続期間に応じた支給率を乗じて計算されます。

仙台市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
(その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			(その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
(1人当たり平均支給額)			—		
	自己都合	勸奨・定年			
	2,137千円	21,727千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

地域の民間賃金水準をよりの確に反映するために、勤務地により異なる割合で支給されます。

支給実績（2年度決算）	3,232,825千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	265,160円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医療職給料表（一）の適用を受ける職員	16%	13人	16%
特別区の区域に在勤する職員	18%	10人	20%
特別区の区域以外の東京都の区域に在勤する職員	12%	0人	3～16%
京都市および神戸市の区域に在勤する職員	10%	0人	10～12%
上記以外の職員	6%	12,463人	6%

地域手当補正後のラスパイレス指数	—
ラスパイレス指数	—

(注) 1 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

2 支給対象地域を仙台市とした場合で算出しています。

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務等，給与上特別の考慮を必要とするものについて支給されます。

区分	全職種
支給実績（2年度決算）	406,010千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	140,052円
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）	23.8%
手当の種類（手当数）	16種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給 割合
高圧電気取扱手当	職員が自家用電気工作物の点検業務に従事したとき		227千円	日額200円
用地取得等折衝業務手当	職員が，用地の取得交渉等について最初の説明から一月を経過した日以後に行われる用地買収交渉等のため外勤業務に従事したとき		82千円	日額400円
滞納処分等業務手当	職員が，市税等に係る滞納処分，相談等のため外勤業務に従事したとき		9千円	日額400円
	職員が，市民税等に係る申告を行わなかった者等に対する調査，指導等のため外勤業務に従事したとき		0千円	日額400円
保健福祉業務手当	職員が，保健若しくは福祉に関する相談・指導のための外勤業務又は措置入院等の立会い，移送等の業務に従事したとき		6,920千円	日額400円・800円
	児童相談所保護支援課一時保護係に勤務する職員が，児童の生活指導・学習指導業務等に従事したとき		5,784千円	日額1,000円
	児童相談所相談指導課児童相談係，緊急対応係又は児童施設係に勤務する職員が，児童の福祉に関する相談に応ずる業務又は児童の児童養護施設等への入所措置等に関する業務に従事したとき		5,816千円	日額1,000円
	児童相談所相談指導課心理支援係又は親子こころの相談室に勤務する職員が，児童に対する心理療法又は心理学的な見地からの診断，指導若しくは助言に関する業務に従事したとき		2,420千円	日額1,000円
	職員が，児童等の虐待防止，配偶者等に対する暴力的行為等の相談のため外勤業務に従事したとき		740千円	日額500円

	職員が、行旅死亡人等に係る死体取扱業務又は行旅病人取扱業務に従事したとき	34 千円	1 回につき 1,500 円・800 円
	動物管理センターに勤務する職員が、野犬等捕獲業務・野犬等処分業務に従事したとき	22 千円	日額 400 円・200 円
	食肉衛生検査所に勤務する職員が、と畜検査業務に従事したとき	3,358 千円	日額 800 円
	職員が、悪臭検査等で現場における業務に従事したとき	2 千円	日額 400 円
	職員が、感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、感染症の患者等の現地調査業務等に従事したとき	1,481 千円	日額 500 円・300 円
	職員等が、感染症に係る病原微生物等の検査等に従事したとき	736 千円	日額 400 円・200 円
環境業務手当	職員が、ごみ収集自動車運転業務等のための外勤業務に従事したとき	2,209 千円	日額 400 円・200 円
	環境局施設課に勤務する職員が、焼却炉等において、検査のための検体採集等の業務に従事したとき	102 千円	日額 500 円
	職員が、焼却炉等の炉室内の業務等に従事したとき	3,894 千円	日額 200 円～600 円
	職員が、野生鳥獣の捕獲業務又は運搬業務に従事したとき	73 千円	日額 300 円
食肉市場手当	食肉市場に勤務する職員が、施設の点検管理等の業務に従事したとき	23 千円	日額 300 円
下水道業務手当	職員が、汚水の採水業務等に従事したとき	5,181 千円	日額 300 円・500 円
動物公園手当	八木山動物公園に勤務する職員が、動物飼育業務に従事したとき	5,524 千円	日額 600 円
消防手当	消防局に勤務する職員（消防士等）	64,275 千円	日額 200 円～5,500 円
特別支援学校手当	市立特別支援学校に勤務する職員が、介助業務に従事したとき	122 千円	日額 300 円・150 円
教員特殊業務手当	市立学校に勤務する教諭等が、修学旅行等に伴う引率・指導業務、休日の部活動指導業務、入学者選抜業務等に従事したとき	284,442 千円	日額 200 円～4,800 円 1 時間につき 500 円・2,800 円
断続的業務手当	児童相談所に勤務する職員が、宿泊して行う定期的な巡視、非常事態の発生に対処するための準備等を目的とする業務に従事したとき	3,884 千円	1 回につき 5,300 円
強制執行手当	職員が、土地又は建物に対する代執行その他の強制執行に係る外勤業務に従事したとき	16 千円	日額 300 円

高所・深所業務手当	職員が、地上 10メートル以上又は地下 2メートル以上における業務に従事したとき	29 千円	日額 300 円
被災地派遣救援活動にかかわる特殊勤務手当	職員が、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号といった被災地に救援活動のために派遣されたとき	0 千円	日額 4,000 円
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当	職員が、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置等に係る作業であって、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがあると認められる者に接して行う病院等への搬送等の業務に従事したとき	16,372 千円	日額 2,500 円 上記にかかわらず、患者又はその疑いがあると認められる者の身体に直接接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業については、日額 3,500 円

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間以外に勤務した職員に対し、1 時間当たりの給与額に一定の割合を乗じた額が、勤務時間数に応じて支給されます。

支給実績 (2 年度決算)	3,395,447 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (2 年度決算)	532 千円
支給実績 (元年度決算)	3,615,395 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (元年度決算)	569 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (2 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績 (2 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (2 年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職員に対して、43,600 円～146,400 円を支給 (月額)	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	978,007 千円	858,654 円
初任給調整手当	医師・歯科医師、保健師に対して、一定期間 1,000 円～217,100 円を支給 (月額)	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	23,456 千円	316,973 円
扶養手当	扶養親族 1 人につき 6,500 円～15,000 円を支給 (月額)	異なる	支給額が異なる。	1,075,442 千円	237,195 円

住居手当	借家等に居住する職員に対して、27,600円を限度に支給（月額）	異なる	支給要件及び支給額が異なる。	1,032,680 千円	326,384 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する職員に対して、1ヶ月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給（月額） 通勤のため交通用具を使用する職員に対して、距離に応じて5,000円～25,500円を支給（月額）	異なる	支給要件及び支給額が異なる。	1,378,813 千円	118,832 円
単身赴任手当	遠隔地への異動に伴い単身赴任する職員に対して、30,000円～100,000円を支給（月額）	同じ		8,280 千円	487,059 円
休日給	休日に正規の勤務時間中に勤務する場合に、1時間あたりの給与額の135/100を勤務時間数に応じて支給	同じ		436,304 千円	68,343 円
夜勤手当	正規の勤務時間として22時から翌5時までの間に勤務する場合に、1時間あたりの給与額の25/100を勤務時間数に応じて支給	同じ		88,527 千円	8,009 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日又は休日に2時間以上勤務した場合もしくは深夜帯（0時～5時）に勤務した場合に、1勤務当たり2,000円～18,000円を支給	異なる	支給額が異なる。	42,387 千円	37,214 円
義務教育等教員特別手当	市立学校に勤務する教諭等に対して、1,000円～8,000円を支給（月額）	/		339,399 千円	67,062 円
産業教育手当	工業に係る実習科目を主として担任する教員に対して、8,000円～31,000円を支給（月額）			15,891 千円	331,063 円
定時制通信教育手当	本務として定時制教育に従事する教諭等に対して、12,000円～26,000円を支給（月額）			18,942 千円	315,700 円